

議案第66号

大山町風力発電事業基金条例を廃止する条例について

大山町風力発電事業基金条例を廃止する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和8年6月3日 提出

大山町長 竹口大紀

大山町風力発電事業基金条例を廃止する条例

大山町風力発電事業基金条例（平成18年大山町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。